

宇佐宮朱印領の支配権について

中山 重 記

はじめに

一 黒田氏・細川氏・竜王松平氏の宇佐宮支配

二 徳川將軍家朱印狀

三 宇佐宮朱印領の宗支配権

四 宇佐大宮司の朱印領支配

おわりに

はじめに

江戸時代の我が国は法治国家ではない。武家法度、公家法度、寺社法度などの法令はあったが、これは考えられるすべての事柄を網羅して、これによって國家を統治していくという性質のものではなかった。ある時点に至ってこれ等の單一法令等を集めて編集されたことはある。しかしこれによって日本國を統治しようとしたものではない。宇佐宮朱印領を考えるに ついてもこのことを念頭においておかなければならない。

宇佐宮は管轄官庁から見れば、寺社奉行の管轄下にあった。しかし宇佐宮は近世大名の所領の中にあり、それが朱印領になっても、なお近世大名の支配下にあるという、現象を呈していた。このことは寺社奉行の申渡という法令だけでなく、宇

佐宮を現実に支配して来た実績―慣習法の上から見なければならない。

一 黒田氏・細川氏・竜王松平氏の宇佐宮支配

豊臣秀吉によって宇佐宮庄園は全部没収されたが、黒田氏の入国によって天正十七（一五八九）年三百石が寄進された。その後細川忠興の入国により、慶長廿（一六二五）年迄に、都合千石が寄進された。細川氏に続いて入国した竜王松平重直は神領七百石を寄進し、その子直次も七百石を安堵した。これら三百石といい、千石といい、七百石というのは、俸禄としての石高ではなく、知行地としての石高である。知行地を宇佐宮に寄進することによって、宇佐大宮司を家臣化したのである。そのような関係で宇佐大宮司職の補任状はこれらの大名によって発給されたのである。このことはいはば近世大名領における一種の地方知行であったのである。

しかるに三百石乃至千石の地を寄進しても、宇佐宮の社人・社僧が、昔時の庄園支配の跡をとどめて、宇佐・下毛・上毛・国東の諸郡に亘って散在していたから、これらの社人・社僧に対して、近世大名は諸役御免の措置をとり、これを宇佐大宮司が支配していた。

宇佐大宮司は近世大名から寄進された神領を支配し、その神領から年貢を収取することは、一般の地方知行と異なる所はない。知行地の給人が軍役を負担するのに対して、宇佐宮は神役を負担するという違はあった。

以上をまとめると、宇佐大宮司は神領寄進という名の下における地方知行者であり、軍役を負担する替りに神役を負担し、知行地神領の支配と神領外に居住した社人・社僧を支配した。このことは宇佐宮が朱印領になっても強く影響した。

(1) 「宇佐宮略記」所引「黒田長政寄進状写」

奉寄進、宇佐宮御神領之事、

右者、天正拾五年至薩州殿下様御動座之刻、勘解由司官孝高為先手、被差下九州、就被属御案中、当国六郡被預下、然者宇佐郡向野郷

社^{〇〇〇〇}辺三百石地之事、令寄附畢、任先例之旨、御神事同造宮之儀、無油斷一社中被得其意、殊天下^{〇〇〇〇}在折^{〇〇〇〇}湊井^{〇〇〇〇}当^{〇〇〇〇}家繁榮之恒^{〇〇〇〇}積誠^{〇〇〇〇}所^{〇〇〇〇}候、^{〇〇〇〇}如件、

天正十七年十二月十五日 藤原長政

宇佐大宮司殿

「宇佐宮略記」所引「細川忠興寄進状写」

当社者日域最初宗廟武門擁護之靈神也、然世及澆秀荒廢年久矣、故以豐前國宇^{〇〇〇〇}佐^{〇〇〇〇}郡^{〇〇〇〇}之^{〇〇〇〇}内^{〇〇〇〇}五^{〇〇〇〇}百^{〇〇〇〇}石^{〇〇〇〇}奉寄附之畢、存此旨令下知一社中、為國
家安寧可致如在之禮奠之状、如件、

慶長六年十月 日 越中守源朝臣忠興判

宇佐大宮司殿

忠興は以後慶長十一年百石、同十五年百石、同廿年三百石計千石を寄進した。

「宇佐宮略記」所引「松平直次寄進状写」

豐前州 八幡宇佐宮、因分領之内、前丹後守源重直、以宇^{〇〇〇〇}佐^{〇〇〇〇}郡^{〇〇〇〇}七^{〇〇〇〇}百^{〇〇〇〇}石^{〇〇〇〇}、被寄附之畢、然任先例神領無相違奉寄進者也、存此旨天下泰平
國家安寧可被抽精誠之状、如件、

正保二年九月 日 源朝臣直次

宇佐大宮司殿

右黒田氏・細川氏・松平氏の寄進状をあげたが筆者圈点の如く地方知行である。

「宇佐宮略記」は九州大学写本による。

(2) 宇佐神宮所藏文書「細川忠興大宮司職補任狀」に、

(宮成公恒)

宇佐宮大宮司職事、宇佐公仲所令補任也者、早以先例可有沙汰之狀如件、

元和貳年八月十日

(細川忠興)
参議前越中守源朝臣(花押)

清原貞雄「神道史」五〇七頁に、元和六年八月六日細川忠興が到津公兼を大宮職に補任した補任狀が到津文書にあるとある。

大分県教育委員会「到津近世文書目録」六号の写真に、

(兼ノ眼力)

宇佐宮太宮司職事、到津公尊所令補任也者、早随先例可有其沙汰之狀、如件、

正保二年五月二日

(龜王松平氏)

市正源朝臣直次(花押)

右は近世大名発給の宇佐大宮司職補任狀の例である。

(3) 北崎道秀氏藏本、(元祿宜大夫家)

(表紙)

「慶長廿年

宇佐宮御神領之帳并社人高」

宇佐宮御神領御許山領并在々社人高

一高千貳拾石 宇佐御神領

内貳拾石ハ御許山領鳴川正覺寺村ニ而

(祐尊)

一百石ハ 但畠田村 永勝院法印知行

一 高千四百式拾九石七斗八升^{四勺}在、社人

三拾石 樋田村 樋田神主

式拾壹石 上田村 陳道喜兵衛

○以下三五行抄略

これで見ると宇佐宮神領以外に散在社人に対して、神領千二十石の外に、千四百式拾九石余を知行させていたことがわかる。これは細川氏の時代のことである。

二 徳川將軍家朱印状

竜王松平氏が正保二（一六四五）年杵築に転封すると、宇佐の地は中津小笠原氏の所領となったが、小笠原氏は一合の地も宇佐宮に寄進しなかった。それに堪えかねた宇佐宮では、大宮司到津公兼・宮成公恒が参府して寺社奉行安藤重長・松平勝隆に愁訴した。その結果神領千石の朱印状が奉納された。それには⁽¹⁾

豊前国宇佐八幡宮者、朝廷鎮護之宗廟、源家尊崇之靈場也、祭祀雖久封戸中繼、^(絶)今尋旧例益敬神德、依之於当國宇佐郡宇佐村之内、都合千石^{別録}在事、新令寄進訖、永不可有相違者也、專此旨神前之諸役、國家之祈念弥無怠慢可令勤仕之状如件、

正保三年十一月十五日

（徳川家光）
御朱印

とある。

中田⁽³⁾によると十萬石以上の領主に対しては御判物を、十萬石以下に対しては朱印状を出すのを常例とした。寺社に対しては東照宮の如きは特例で、一般の寺社に対して朱印状を發給される寺社もあった。寺社に対する朱印状は朱印状の文言によって内容が異なり、朱印状の文言を次の四種に類別した。四種の類別とは、A 收納文言、B 寄附文言、C 免除文言、D

守護不入文言、である。

宇佐宮朱印状には寄附文言のみで他の三種の文言はない。収納文言はないが事実においては神領地千石の年貢収納を宇佐宮に寄進している。これを逆に見れば神領地年貢の免除である。即ち収納文言はないが収納の事実、小笠原の所領の中から高千石の地を引きぬくために、約一か年の日子を要し、神領と神領に隣接する村々の庄屋、即ち神領庄屋一名・宇佐村庄屋五名・小向野村庄屋二名・日足村庄屋一名・橋津村庄屋一名計十名で神領の四方指⁽⁴⁾（神領と小笠原藩領の境界線）をきめ、その神領の石高が千石になるようにきめたのである。

なお社領目録⁽⁵⁾を作り、伏田一七八石余、椎宮五七石余・大宮左古九八石余・貴布称廻七八石余・藤田廻八九石余・北田九七石余・東原二一六石余・篠原四二石余・屋敷四一石余計千石として、大宮司宮成公恒から中津小笠原藩に提出し、小笠原藩から神領千石を渡した旨を幕府に報告している。

この社領高は俸禄としての石高でなく、知行地としての石高であり、収納文言はなくとも事実が収納及免除を語っている。次は守護不入の問題であるが、中田氏によると、中世と異って江戸時代では、収納又は免除と同一の意味をもつようになり、譬へ守護不入の文言があっても死文化していたという。

この朱印状は將軍の代替りごとに継目安堵の朱印状が発せられた。従って宇佐宮には十三通なければならないが、今宇佐神宮に現存する朱印状は、綱吉・吉宗・家重・家治・家斉・家慶・家定・家茂の正文八通と家宣の案文一通がある。

(1) 大分県史料到津文書「菟狭氏系図」「公兼譜」

(2) 大分県史料宮成文書一五二号「徳川家光朱印状写」

(3) 中田薫「法制史論集」2「御朱印寺社領の性質」

(4) 大分県史料宮成文書一五六号「宇佐宮神領四方指」

(5) 大分県史料宮成文書一五七号「宇佐宮社領高目録」

三 宇佐宮朱印領の宗支配権

宗支配権とは主権に対して宗主権という言葉があることから思いついた言葉で、宇佐宮朱印領の支配権をもつものは宇佐大宮司で、その宇佐宮大宮司を綜括的に支配する近世大名の支配権を宗支配権と私が仮に名づけたものである。尤も糸永茂昌はこの点を「大支配」と名づけている。（糸永茂昌、『政所総校光輔忠輔日記抜』の頭注に「大支配」とあり。）この宗支配権は、法度などのような法規的なものに見つけることはできず、歴史の経過に従って造り出された慣習法の上に明瞭に浮び上って来るものである。

正保三年小笠原藩所領の中から千石を引きぬいて宇佐宮朱印領は成立した。明暦三（一六五七）年から小笠原藩と宇佐神領との間にトラブルが続いた。その結果は小笠原藩の主張が通り小笠原藩は宇佐宮朱印領の宗支配権を獲得したのである。

「四日市村年代記」⁽¹⁾明暦三（一六五七）年の条に、「宇佐社人公事に付、大宮司並心乗坊等中津え召籠候。是は到津主膳^(公付)中津の下知に相背候故、執権の丸山將監立腹即刻家来差遣、主膳召捕博多町松屋四郎兵衛宅え押籠嚴敷吟味有之。……」これによると小笠原藩の下知に従わない大宮司を召捕監禁の上吟味したのである。小笠原藩は朱印領になっても、小笠原藩領に立てた朱印領であるが故に、小笠原藩の支配は朱印領に及ぶと考へ、又宇佐宮では將軍の発給した朱印状なるが故に、小笠原藩の支配に属さないと考えたのであろう。

この公事は長くつづき、「四日市村年代記」万治三（一六六〇）年の条に、「江戸表にて宇佐公事御裁許に付、十月十六日大宮司并社家方皆帰国にて、大宮司は閉門、小山田は追放也」とある。なお、県立大分図書館蔵本「夢想記―貞義聞書」に

「大宮司閉門の委細

公方様ヨリ御神領寄附被遊候而も、宇佐ノ高札あらたまらず、中津ヨリ立置給ふ高札、文字も見へわかぬやうな

れ共、其とはりニして高札ありけるニ、高札場の近所ニ而藤太夫と申者の家ヨリ火事出来して、其近辺の閉築地(堀)ヲ

ハ引たをし打くつし申、そのさわきニ高札ヲモ打めき紛失したり、此由ヲ(小笠原長次)信濃殿へ申達せざるハおちと也とて、万治二己

亥年ヨリ三年の閉もん大宮司に被仰付候、一とある。この公事は多岐に亘った公事であつたが、結局大宮司について取上られたのは、以前小笠原藩の立てた高札を、火災という非常事態にあたつて、その高札を紛失したが、それを小笠原藩に届出なかったことが、大宮司の越度であるとして三年の閉門となつた。このことは小笠原藩の支配権が、宇佐神領に及ぶか及ばないかのぎりぎりの問題で、寺社奉行の判決では及ぶものとして、大宮司に閉門の罪を科したものである。即ち、小笠原藩は、大宮司の逮捕・監禁・審問権並処罰請求権のあることを幕府によつて公認されたのである。

大宮司は寛文元(一七六一)年になつて閉門が解除(2)されるが、その時の申渡(後述)宇佐朱印領支配の第一基本法)には、大宮司の宇佐朱印領支配権を確認しているが、小笠原藩の宗支配権については一言も触れていない。思うにこれは自明の理であるということであろう。

幕府は小笠原藩の命を奉じない宇佐大宮司を罰して小笠原藩の朱印領宗支配を認めたが、宇佐宮はこれに納得できず、島原藩が宇佐の地を寛文九(一六六九)年から支配するようになると、直に宇佐宮は島原藩の宗支配権排除に努力を集中したようである。「奉行条々書」⁽³⁾に

「条々

一於諸国にせ案、一切可為停止、若にせ業種商売仕輩あらは、訴人に出へし、急度御褒美可被下之事、

付、毒薬一切売買仕へからざる事、

一商売之輩、諸色一所に買置しめうり仕へからず、并申合諸事高値に致すへからざる事、

一諸職人申合作料手間賃等、高直に仕へからざる事、

右、条々可守此旨、若違背之族於有之者、糺輕重、或死罪或流罪たるへし、惣而誓約をなし結徒党輩有之者、御穿鑿之上、

可被行蔵科者也、仍下知如件、

寛文十一年十月六日

奉行

右者江戸御高札之趣候間、領内之輩堅可相守者也、

(島原藩主松平忠房)
主殿

とある。この条々書にもあるように、宇佐宮朱印領は島原藩「領内」であることを大前提として、この高札を建てるように宇佐宮に命じて来たのである。「深溝⁴⁾世紀」に、「幕府之法、大宮司以下、当皆受我制度猶封邑也、故幕府法令、掲榜書以示邑民者、公^(忠房)輒署其名、使遵行焉、寛文十一年幕府布新令^(禁偽棄權諸)、公贈榜書于宇佐令掲之」(以下本章の引用漢文は深溝世紀とする。)とある。

宇佐大宮司はこれを拒否して受けなかったばかりでなく、到津主膳(公村)は江戸に赴いて「就寺社奉行、請除公名而自署焉」と訴えたのである。この時忠房は江戸にいたので非常に怒り「召主膳質其違法度」、かつ「訴老中請罪之」たのである。老中からの指揮が下らないうちに、忠房は高田役所(島原藩出張所)に命じて、「禁宇佐人民入我封内」、庄屋には神領庄屋と絶交せしめ、「停止往来」してしまった。宇佐朱印領は島原藩領内にある千石の島であって、凡てその四周は島原藩に囲れている。忠房はその千石の朱印領を封鎖してしまったのである。この封鎖は神領民の生活をおびやかすだけでなく、宇佐宮経営にも直接影響を及ぼす重大問題であった。

延宝三(一六七五)年三月二七日寺社奉行小笠原長矩は到津主膳(公村)をその邸に召し、二大宮司に閉門謹慎の処罰を命じた。その申渡は、「幕廷有法、神仏領地雖賜朱章者、在公料私封中、則受代官^(公料)邑宰^(松平忠房)地頭封主之制者汝所知也、然不受主殿頭所進榜書何也、且宇佐之地、在其封域中、宜尊敬之、而平常待之倨傲、皆是不畏公法也、故老中使吾曹命二人、堅閉其門謹慎焉」のように閉門謹慎に処せられたのである。

四月十九日忠房は字佐に書を送って大宮司の罪を責めた。その状に、「余往年奉命贈新令榜書、二大宮司不受之、到津主膳与宮成彈正謀、竊往江戸訴之、其還也恣請寺社奉行連署書、是張自己之意、不顧成憲者、其罪一也、寺社奉行之書大宮司使奚奴贈高田庁、此書即載大將軍教命者、宜自来自于島原致之、否則自至高田致庁史亦可也、事不出於此、使奴隸贈之、是不敬幕府者、其罪二也、字佐之地、雖別賜朱章、已在封域中、則当受我指令、然二大宮司每事違背焉、且平昔傲慢、多行無礼矣、嚮者属祝等論事不決、因幕府裁断而息、主膳管其訟、至今不告我、是輕蔑地頭者、其罪三也、右罪件要之、由大宮司主張私意、老中達之台聽、使寺社奉行命二人謹慎、字佐社人^祝官社僧、村内莊屋老百姓等悉知之、夫八幡祠歲時祭務、自余諸祝撰行其儀、皆遵前規莫敢怠惰矣、余依老中旨報告、」と。二大宮司が閉門謹慎という罰を受けたので島原藩の字佐神領封鎖はこれによって解除された。

延宝五（一六七七）年八月十九日、島原藩は両大宮司を高田庁に召出し、両大宮司の閉門謹慎を解除したが、主膳に対しては隠居を命じた。寛文十一年以来の高札事件は、両大宮司の閉門謹慎と一大宮司の隠居という処罰をもって足かけ七年を経て落着いたのである。

この高札事件とは別に、字佐宮祝左近は、延宝二年二大宮司に対して公事を起したが、閉門中の二大宮司と江戸寺社奉行所において、三回に亘る対決の結果、大宮司側は勝訴となり、この公事の結果として延宝三年二月九日の寺社奉行申渡（後述、字佐宮朱印領支配の第二基本法）が発給された。

延宝七（一六七九）年七月十九日江戸寺社奉行より、祝左近及びその子右近は遠島の処分をうけ、左近は天草、右近は肥後国湯島に配流され、祝跡は關所となったが、祝職は小山田内膳の子につがせた。祝右近の逮捕・監禁・審理は大宮司の訴により島原藩高田庁がこれに当っている。

この事件によって明瞭となったことは、島原藩は字佐大宮司に対する処罰請求権、神宮職員に対しては逮捕・監禁・審問・処罰などの権利をもつことが事実の上で認められた。これらは将来に向って慣習法となつて行くのである。字佐宮として

は島原藩に替った時点で、小笠原藩が事実上作った宇佐朱印領宗支配権を、壊滅したかったのであろうが、その結果は逆転して、近世大名の宇佐宮朱印領の宗支配権を再確認することになった。

この宗支配権の現象面に表れたものをあげると、

- A、⁽⁶⁾継目安堵の朱印状は島原藩に下り、大宮司が島原まで出張してこれを受領する。
 - B、⁽⁷⁾島原藩の公式文書に宇佐宮朱印領は、島原藩「領内」たることの文言があること。
 - C、⁽⁸⁾幕府の高札を宇佐宮朱印領内に島原藩主の名をもって建つること。
 - D、⁽⁹⁾島原藩の大宮司処罰請求権并宇佐宮社人僧の処罰権。
 - E、⁽¹⁰⁾宇佐宮財政管理権。
- 等があげられる。

(1) 「豊前国四日市村年代記」大分県地方史第六九号、拙稿。

(2) 大分県史料宮成文書一五九号「板倉重郷井上正利連署申渡寛案」

(3) 大分県史料宮成文書一七〇号「奉行条々書」

(4) 「深溝世紀」は全二五巻。島原藩正史である。渡辺嘉男氏蔵本、本章引用文は「烈公中巻八」

(5) 「夢想記―貞義聞書」県立大分図書館蔵本。

(6) 「政所総檢校光輔忠輔日記拔」永弘氏一氏蔵本。寛延元年条に、「寛延元辰年閏十月廿四日夜半時、從島原高田役所ニ宇佐宮御朱印於江戸表、松平主殿頭様御請取被遊之旨申來。因之其夜從高田到津大宮司館ニ飛札到來。即ち同廿五日大宮司公著、江島公之宇佐出立。同廿九日島原到着。同十二月五日請取御朱印島原発足、同十二月十四日帰宮。」

この種の記録はこの本の中に数か所あり、又深溝世紀中にも数か所ある。

(7) 大分県教育委員会「到津近世文書目録」一二七号「きりしたん禁制之事」の写真に、

「。首略

右之趣被仰出之訖、宇佐神領雖為御朱印所依為領内相建内堅可相守之者也、

松平主殿頭

とあり、又「島原半島史」収載「復古記」に、「一御神領ニハ御座候得共、主殿頭領内從來附属之廉ヲ以、高札儀モ主殿頭名ニテ建置

申候、」(圈点筆者)とある。

(8)註(7)参照。

(9)本章に掲げた松平忠房の延宝三年四月十九日の状参照。

(10)「島原半島史」収載「復古記」の「口上控」に、

「宇佐御神領之儀、附属之訳ヲ以、從來主殿頭殿ヨリ世話致来候処、去ル甲子奉幣使御順年ニ付、前廉出張、蔵方富方世話仕候様、烏丸執奏家ヨリ御類ニ相成、甲子十ヶ年前ヨリ家来之者入宮……」

四 宇佐大宮司の朱印領支配

宇佐大宮司の補任は始め近世大名が宇佐宮の領主として補任して来たことは既に述べた。寛延二(一七四九)年到津公古が勅任されてから近世大宮司の勅任の途が開けた。これで漸く太政官符を以って補任された古代にかえることができた。勅任の一例をあげると、

光格天皇口宣案

(到津文書)

(端裏書)
「口宣案」

上卿廣橋中納言

享和元年四月廿五日宣旨

前大宮司宇佐公悦宿称

宜還補大宮司

藏人頭左中弁藤原資重奉」

位階の方は大宮司勅任よりも早かった。到津公村が寛永五（一六二八）年從五位下に叙せられたのが近世叙位の初である。その後、津公古・同公説は從三位の高位まで昇った。勅任にして位高き大宮司であっても、島原藩に公認された宗支配権下において、宇佐大宮司の朱印領支配権は認められたのであった。（既述）。

宇佐大宮司の朱印領支配については二つの基本法がある。その一は寛文元（一六六一）年七月廿一日の寺社奉行申渡である。これは小笠原藩の命を奉じない宇佐大宮司が閉門の処分をうけ、その解除の時の申渡である（既述）。

「豊前国宇佐八幡宮の両大宮司へ申渡覚

（第一条）

一 両大宮司事、就不屈之儀在之、先年雖令閉門、今度免其科訖、如本可勤大宮司職事、

（第二条）

一 宇佐八幡宮社人杜僧并御神領等、如本両大宮司可爲支配事、

（第三条）

一 宇佐宮儀式相守旧例、不可立新法事、

（第四条）

一 神領配分之帳相定、令奥書加印判遣候條、不可有相違事、

（第五条）

一 万事無最肩偏頗、随分有様ニ可致沙汰事、

（第六条）

（寺社奉行井上正利）
井河内 御印

寛文元年 辛丑 七月廿七日

（寺社奉行板倉重郷）

板阿波 御印

右申渡の第一条は大宮司の閉門解除命令である。両大宮司閉門中は大宮司の職務は停止され、心乗坊・祝左近・小山田内膳の三名が大宮司の職務を代行していた。「如本可勤大宮司職」とは停止されていた大宮司の職務執行権の復活を意味する。

のである。

第二条がこの申渡の中心で、大宮司は宇佐宮の社人社僧并神領の支配権者であることを規定している。この条文には島原藩の宗支配権の問題には全く触れていないが、島原藩の宗支配権下における大宮司の支配権であることは既述の通である。

この条文において社人社僧を特に神領から切り離して表面に出した理由は、神領外に居住する社人社僧が多数にあるからである。このことはすでに細川氏の時代にきまっていたことである（既述）。それを今幕府が確認したにすぎない。元禄二（一六九〇）年の「宇佐宮造宮口上書」に、

「一上中下之社人社僧都テ三百六拾三人（下略）」

一三百六拾三人之内、

百五拾三人、千石配当請申候、

残式百拾人者他之御領主方より諸役免許ニ而神事相勤申候、（下略）」

とある。神領内居住の社人社僧より、神領外に居住する社人社僧の方が多いということは、宇佐宮庄園時代の規模の大きかったことを示すものであつて、この制度は宇佐宮の社人社僧の職制を庄園時代のすがたには近いまま、江戸時代は凍結して明治維新まで至るのである。宇佐宮が神領外居住の社人社僧に対して、その支配権を行使した實例は、泉社々司公事の裁定・高家郷司職の裁定・発社参勤命令・諸祭会参勤命令などがあり、宇佐宮補任状に至っては数えきれない程あげることができる。

第三条は訓令であり、新法不許可を規定したもので、江戸幕府の姿勢を卒直に露出したものであつて、万事事なかれ主義の表現である。

第四条は知行割についての規定である。この知行割に寺社奉行が奥書の上加印したものを渡すというのである。永弘氏一氏蔵本「寛文元年宇佐宮知行割写」の奥書に、

「寺社奉行井上河内守様板倉阿波守様奥書被成御印在之」

と記してある。このように寺社奉行の奥書加印によって宇佐宮知行割が有効となる、というようなことになった理由は、元来宇佐大宮司の逮捕・監禁（小笠原藩の執行）・閉門の処罰（寺社奉行執行）は小山田内膳等の公事が発端となったものであるから（夢想記―貞義聞書）、この公事の中に知行割のことがあったに相違あるまい。知行割は元来宇佐宮内政に関することであるから、宇佐神領支配権者たる大宮司の職権でなければならぬ。それが寺社奉行の奥書加印で有効になるいうことは寺社奉行の公事裁定の結果であると見なければならぬ。これは将来に向つては慣習法となつて行くのである。

第五条は全く訓令的なものである。又神領支配については、家光の朱印状発給の時、神領奉行として祝宮秀と心乗坊を任命している。地方役人としては代官（大庄屋相当）・庄屋・町頭・組頭・宿役人・市目代等の役職があつた。

宇佐宮朱印領支配の第二の基本法は、島原藩の請求によつて、宇佐大宮司が処罰され閉門謹慎（既述）中、祝左近が宇佐大宮司に対して公事をおこし、その審理（既述）の結果、延宝三（一七四三）年に寺社奉行から申渡されたものである。

「豊州宇佐八幡宮両大宮司方、祝左近就異論遂糺明申渡覚」

（第一条）

一 宇佐宮社人杜僧并神領之儀、寛文年中前奉行書出之通、弥両大宮司可爲支配、但社人杜僧并神領百姓等出入之時者、祝大夫・心乗坊其外老分之輩以衆談可済之事、

（第二条）

一 神領配当之儀、毎年可遂勘定、如前々両大宮司并祝大夫・心乗坊立合、帳目録令吟味可加相判事、

（第三条）

一 清祓之儀、如先規祝大夫可勤之、但宮中之小破修補之節者、清祓料不可取之事、

（第四条）

一 進宮物之儀、往古者祝大夫雖令采納、年久中絶之間、宿直之者可取之、但両大宮司并社人之内江頼来初尾銭者、其取次之輩可受納之事、

（第五条）

一 宮成彈正初拜会之節、八木拾石、鳥目拾貫文請取之由、鳥目之儀證文無之間、向後者八木拾石請取之可勤初拜会事、

（第六条）

一 傳奏江両大宮司時節之禮儀、如近来可相務之、

一 神領山之儀、縦雖爲其預入用木者勿論、竹木猥不可伐採之、宮中之修造并面々家宅修復之節者、以入用之積聚談之上、可伐之、下刈之儀者、可爲如前之事、
(第七卷)
(第八卷)

一 龜山之儀、祝大夫爲支配之由、祝左近雖申之、中絶之上者、左近不可構事、
(第九卷)

一 奉幣之儀、如先規祝大夫可動之、雖然兩大宮司并社人其外參詣之輩自身奉幣之時者、可任其意事、
(第十卷)

一 神殿鑑之儀、兩大宮司當職之方に、所持仕來之間弥可爲其通事、
(第十一卷)

一 神領中酒屋改之節、祝左近組之社人に、町並之判形申付之、其段左近に不申聞儀、兩大宮司爲越度之条、自今以後如此之

疎略不可仕事、
(第十二卷)

一 祝左近京圖書之文言、并左近爲自分近年補任状出之儀、奢侈之至也、就中左近子伊織位牌之面に大廟令大祝と書付、且又左

近父子称宇佐氏之段、重覺爲不屈之条、此等之儀向後令禁止事、
(第十三卷)

一 縦雖親類之好有之、社僧坊舍女人一切不可拘置事、
(第十四卷)

右条々賢可守此旨、若違背之族於有之者、可致訴訟、急度可及沙汰者也、

延宝三年卯乙二月九日

(寺社奉行本田宗利) 本長門 御印

(寺社奉行戸田重信) 戸伊賀 御印

(寺社奉行小笠原長頼) 小山城 御印

右が宇佐大宮司の宇佐宮朱印領支配の第二の基本法である。既述の第一基本法と立法の志向において変る所はない。ただこの基本法が祝左近の公事につき礼明を遂げた結果の申渡であるが故に、公事の範囲内の事項であることは条文を見ても歴然である。従つて神領支配の全領域に亘るものではない。この点は大宮司の神領支配権に基づく立法権によつて補なわれたのである。この第二基本法を分析してみると、

A、宇佐大宮司が社人社僧并神領の支配権者であることを再確認している。祝左近の公事の中に宇佐大宮司の神領支配の

根幹をゆさぶる様な条項のあったことが想像される。(第一条)

B、宇佐大宮司が社人社僧並に神領を支配する場合、重要事項は衆談によるべきことを規定している。重要事項とは、(イ)社人社僧并百姓の出入(第一条)、(ロ)神領の配当(第二条)、(ハ)神木を伐採しこれを使用する場合、(第七条)である。衆談とは如何なる人の会議を指すかについては、両大宮司・祝大夫・心乗坊及老分と規定している(第一条)⁽¹⁾。この衆談の招集権者は両大宮司であることは第一条により自明であるが、両大宮司のうち当職が招集していた。光忠記に当時この衆談を寄合と称し、両大宮司・祝・心乗坊・政所総檢校光輔(老分に当るのであるう。)の五頭政治であった。光忠記宝曆七(一七七七)年の条からを拾うと、

一、九月十一日散在の神人に不行跡なきよう申付ける件、

一、九月十四日町人百姓に対し同断、

一、九月十九日専使・庄屋・蔵方係の件、

一、十一月一日万徳坊色衣許可の件、大鳥井道付の件、

一、十二月廿一日御救米錢の件、

と頻々に行われていた。「寄合」という衆談は宝曆の頃には定着していたようである。しかも議事内容は第二基本法に示す内容よりも低次元のものを含んでいる。

C、社人に関する事項(第三・四・五・六・九・十・十二の各条)

D、社僧に関する事項(第十三条)

E、神山に関する事項(第七・八の各条)

F、神領行政に関する事項(第十一条)

のようになる。

宇佐大官司は朱印領支配については、寺社奉行の申渡である第一・第二の基本法に基づき支配したのであるが、この場合島原藩の宗支配権下にあったことは申す迄もない。第一・第二基本法を通じて神領行政に関するものは殆んどないといつてよい。この点は大官司の神領支配権に基づく立法によつたのである。左に一例を示す。

「¹²⁾ 制法上の写

(第一基本法)

(第二基本法)

一 宇佐宮の社人・僧并町人百姓等ニ至迄、從往古大官司配之上、猶又寛文元年・延宝三年從寺社御奉行所御書出被申置候通、弥公義之奉相守御仕置、兩大官司不相背下知、公事訴訟之節者、裁判之通違背仕間敷候、若任我意非法之働於有之者、吟味之上急度可申付事、

一 寺社中面之格式相守不相乱、神官僧侶各共職分を全して宮中致和合、神事祭会無懈怠、天下國家之御祈禱可相勤事、

(脱アルカ)

一 社中者補任以後尊神之御正印頂戴いたし、衆徒者大官司之度判申請其上ニ而有之候、殊ニ御朱印之内配当之儀ニ候間、社中致養子寺中後任之弟子取申候ハ、其者之出所并社職不相障旨、以書付大官司相同、差図次第可相極事、且又隱居之節可申出事、

(島原領)

一 御公料并小倉領・中津領・高田下・杵築領・時枝領致住居宇佐宮之社人、是又免社中徒往古只今迄、宇佐宮之社役相勤候故、社法之儀ニ付公事訴訟有之節者、於宇佐致裁判候間、弥大官司之下知違背不仕、神事祭会無懈怠可出勤候、若社命於相背者、急度越度可申付事、

一 神前者不及申、境内之内、燈籠又者何品ニよらず寄進有之節者、施主之姓名寄進物之品、以書付大官司江相伺指図可請之、燈籠之外右寄進物致取次候迎、其者直ニ預候事堅可爲無用事、

(カ、カ、カ)

一 公事訴訟其外何事ニよらず衆徒中一紆望致誓触申出候得者、所ニ寄支配人を相手ニ致候様相間、党を結候様ニ相成候間、向後左様之義ニ付、一同ニ顯出候事有之候とも、隱便を以第一とし、徒党相結不申様ニ可有了簡肝要候事、

(カ、カ)

一 公事訴訟裁判之上願不相叶と号し、我等を振舞ひ神事祭会出勤不致事不屈之至ニ候、向後左様之輩預有之、急度越度可申

付事、

一 寺社中且方之外遠國へ罷越候節者、大宮司^五相達以往來可令出行、但他國ニ日を重逗留有之儀候者、其趣申聞差図可請之事、

一 神領中禪家入院又者隱居之節者、大宮司^五相伺差図可請事、

一 雖為一類年久通路^六無之者社領へ參候ハ、早速可申出、他人者勿論有來者外、親類へ人差置候ハ、可届出、若内証ニ而於差置者、急度越度可申付事、

一 殺生松より内殺生禁斷之事、嚴制ニ候間、弥古法之通、禁斷之内ニ而小魚ニ而も取不申様、神領中堅相守、其身者不及申、召使之下人等ニ至迄、急度可申付事、

一 服忌之事神社之地ニ而者、猶以堅可相慎儀ニ有之候者、重服座穢之節者、郷戸ニ端出繩を曳、往來之通も相改、宇佐服忌令之通、違亂無之様、急度可相守事、

一 神領中百姓町人晝夜家業ニ怠りなく兩大宮司^五無礼不仕、代官庄屋の差図神妙ニ相請違背仕間敷候、并非分之儀於申付者、再三斷を申、其上ニ而承引不致候ハ、直ニ兩大宮司專使方迄可申出事、

一 社人出家中并町人百姓等公事訴訟有之節者、何事ニよらす書付を以申出、其ニ而兼吟味裁許申渡候事、或者口書証文等申付候間、其節ニ至り判形等難渋候敷、又者我僣申候ハ、可爲越度間此旨を致、無謂詮議申出難渋可仕覚悟ニ候ハ、最初^六訴訟申出間敷候、然者向後願公事等之儀申出候敷、又者返答書仕候砌、書付之奥ニ此度申上候儀御吟味之節、口書証文等被仰付印形仕候儀難渋致間敷候、尤御裁許如何様ニ被仰付候共違背不仕、急度相請可申候間、宜御沙汰奉願候ト、奥書相認差出可申事、

一 神領山之儀、宇佐宮者格別、同宮遠近之爲末社領、爲其領人用木者勿論竹木猥不可伐採之、宮中修造并面々家宅修覆之節者、以入用之積、衆談之上可伐之、下刈之儀者可爲前々事、

右、条々堅可守此旨、若違背之族有之者、可致訴訟、急度可爲沙汰者也、

延宝三年乙卯二月九日

(寺社奉行本多忠利)

本 長 門

(同 戸田忠昌) 戸 伊 賀

(同 小立原長頼) 小 山 城

右条々、寺社奉行所ニ相伺候上、御指図を以申渡候、向後堅相守社法混乱有間敷候、若此上相背輩於有之者、急度曲事可申付者也、仍而如件、

享保三年六月 兩 大 宮 司

右制法は宇佐大宮司の朱印領支配權により条々を作り、寺社奉行の認可を経て、享保三(一七一八)年施行したものである。この制法には民政に関するものが相当含まれているが、まだこれでは足りない部分が多いので他にまだ多くの自主立法のあったことが予想される。

(1) 「宇佐市史」上巻「菟狹氏系図」「公古譜」

(2) (1)の系図、公村・公古・公説の譜

(3) 大分県史料宮成文書一五九号「板倉重郷・井上正利連署申渡覚案」

(4) 「宇佐宮造宮口上書」九州大学写本

(5) 大分県史料宮成文書一六六号「泉社々司口上覚」

(6) 大分県史料宮成文書一七八号「高家郷神人等連署証状」

(7) 大分県史料宮成文書一八七号「大宮司宮成公居書状」

(8) 大分県史料到津文書「菟狹氏系図」公兼譜

(9) 北崎道芳（元祿宜大夫家）氏藏本「監察御入宮御達并書上書」中「地方役人之分副認メ」

40 大分県史料宮成文書一七三号「寺社奉行申渡寛」

(11) 前掲「政所総検校光輔忠輔日記抜」

(12) (9)の書中「制法写」

おわりに

宇佐宮は天正十五（一五八七）年以後近世大名の所領の中にあつたが、家光の時朱印領千石を寄進し、宇佐大宮司に、宇佐宮の社人僧并朱印領を支配せしめたが、その朱印領を領内にもつ近世大名の支配権（宗支配権）に宇佐大宮司は従わねばならなかつた。宇佐宮はその宗支配の排除を要請したが、その都度失敗に歸し、却つて宗支配権を強化することとなつた。しかしながら時勢のたつにつれて、宇佐宮の千石の経済力では絶対こなしきれない二大事項があつた。一は神宮の御造宮であり、他は六十年一度の大奉幣使受入態勢であつた。こうなると、宇佐宮は近世大名の宗支配権を認めるだけでなく、却つて全面的な援助を依頼し、これによって事を成就する方がよいという姿勢に變つて來るのである。

（宇佐市南宇佐桐井）